

事後審査型条件付一般競争入札の実施について

このことについて、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、参加を希望する場合は、申請書等を作成の上、提出してください。

令和6年4月1日

日向東臼杵広域連合長職務代理者

日向東臼杵広域連合副広域連合長 山室 浩二

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 清掃センター1号空冷式減温装置更新外工事（以下「本工事」という）
- (2) 工事場所 日向市大字富高2192番地 日向東臼杵広域連合清掃センター
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで
- (4) 工事概要 乾燥・燃焼ストーカ水冷式グレートバー（1号炉、2号炉）更新
サイドウォールプレート（1号炉、2号炉）更新
空冷式減温装置（1号炉）更新
- (5) 予定価格 344,410,000 円（予定価格に 110分の 100 を乗じて得た価格 313,100,000 円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある等、経営が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(5) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する第4号に定める親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に定める子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に定める更生会社又は民事再生法第2条第4号に定める再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 本工事の公告日から入札日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和57年日向市告示第34号)第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 本工事の公告日から入札日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)第10条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) 令和6年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登載されている者で、清掃施設工事の業種に登録されている者であること。
- (10) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(本工事の入札広告日において有効な経営事項審査を受審していることが確認できるもので直近のものに限る。)において、清掃施設工事の総合評定値(P点)が900点以上であること。
- (11) 平成26年度以降、処理能力80t/日(24時間)以上の一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設等)において、下記のいずれかに該当する工事を元請として施工した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
 - a 水冷式ストーカの更新、又は新設
 - b 熱交換器の更新、又は新設

- c サイドウォールプレートの更新、又は新設
- d その他、本工事と同様な工事

(12) 次の要件を全て満たす技術者を、主任(監理)技術者として専任で配置することができること。

- a 上記(11)に掲げるいずれかの工事において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者
- b 直接的かつ恒常的な雇用関係にある者
- c 入札参加申込日の前日において、3ヶ月以上の雇用関係にある者

3 入札・契約条項を示す場所及び期間

- (1) 掲示場所 日向東臼杵広域連合事務局 日向市大字富高2192番地
- (2) 掲示期間 令和6年4月1日(月)から令和6年5月31日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分まで。ただし12時から13時の間を除く。)

4 入札参加届出書の交付等

- (1) 交付場所 日向東臼杵広域連合事務局 日向市大字富高2192番地
- (2) 交付期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月10日(水)まで
(土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分まで。ただし12時から13時の間を除く。)
- (3) その他 本工事に係る設計図書等は、入札公告の日から日向東臼杵広域連合事務局において閲覧に供するほか、入札参加者が日向市及び日向東臼杵広域連合ホームページによりダウンロードするものとする。なお、設計図書等のうち工事図面については、入札参加届出者のうち希望者に対し希望者実費にて郵送するものとする。また、設計図書等に関して質疑を行うときは、指定の書面で次により提出すること。
 - ① 質疑の方法 別に定める「質問回答書」に質疑内容を記載のうえ、持参、FAX又は電子メールにて提出すること。(事前に連絡を行うこと)
 - ② 質疑受付期間 入札参加届出書を提出した日から令和6年4月10日(水)まで
(土曜、日曜及び祝日を除き、8時30分～17時15分まで)
 - ③ 質疑受付場所 日向東臼杵広域連合 業務第2係
電話 0982-53-3401 FAX 0982-52-7889
メールアドレス rengo@hyugacity.jp
 - ④ 質疑回答方法 質疑に関する回答は、令和6年4月12日(金)17時15分までに、日向市及び日向東臼杵広域連合ホームページで公表する。

5 入札参加届出書の提出

- (1) 提出場所 日向東臼杵広域連合事務局 日向市大字富高2192番地
- (2) 提出期間 令和6年4月1日(月)から令和6年4月10日(水) 17時15分まで

※提出期間内必着のこと

(3) 提出方法 提出期間内までの持参または郵送とする。

なお、郵送の方法は一般書留又は簡易書留郵送のみとし、提出期間内必着とする。

※申請書、資料の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。

(4) 提出書類 下記のとおり

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加届出書(様式第1号)
- ② 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(5) 参加届出の確認

上記(4)に掲げる書類を確認し、事後審査型条件付一般競争入札参加届受理書を令和6年4月12日(金)までに送付する。

6 入札・開札の日時等

(1) 入札の日時等

- ① 提出期限 令和6年4月23日(火) 17時15分まで(**提出期限内必着**)
- ② 提出場所 日向東臼杵広域連合事務局 〒883-0034 日向市大字富高2192番地

(2) 開札の日時等

- ① 開札日時 令和6年4月24日(水) 13時30分
- ② 開札場所 日向東臼杵広域連合事務局 研修室
- ③ 開札の立会い 可

※立会人は1業者につき1人とし、立会人が代理人の場合には「立会委任状」を提出すること。

入札参加者が立ち会わない場合には、当該入札に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

7 入札の方法等

(1) 本案件は、「郵便入札」で行う。そのため、入札書における代理人は認めない。

※競争入札参加資格審査申請届け出の際、契約委任をされている場合は受任先代表者となる。

(2) 入札方法は、開札日の前日までの持参または郵送とする。

(3) 郵送する場合

- ① 「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかによる郵送とする。
- ② 「一般書留」又は「簡易書留」以外の方法(普通郵便、メール便、特定記録郵便など)による入札は無効とする。
- ③ 入札書は、外封筒及び内封筒の二重封筒を用いて、別紙記載例のとおりに作成し、入札事項で定めた提出先に提出期限までに到達するよう郵送すること。
- ④ 郵便入札に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- ⑤ 入札書及び封筒の日付は、発送日を記載すること(開札日当日の日付は記載しないこと)。

(4) 直接持参する場合

① 入札書を日向東臼杵広域連合事務局(日向市大字富高2192番地)まで直接提出すること。

② 直接持参する場合は、(3) 郵送する場合における「外封筒」は省略可能(内封筒の記載方法や提出期限、取扱い等は、(3) 郵送する場合と同じ)。

③ 入札書及び封筒の日付は、提出日を記載すること(開札日当日の日付は記載しないこと)。

(5) 入札執行回数は1回とする。

(6) 今回の入札においては、日向市事後審査型条件付一般競争入札実施要領(平成18年告示第198号の2。以下「要領」という。)第13条第3項ただし書の規定に基づき、入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。

(7) 入札書の提出に要する費用は、入札の結果に関わらず入札参加者の負担とする。

(8) 入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(9) 入札執行者は、入札に関し不正な行為又は郵便事情による事故等(以下「郵便事故等」という)があった場合において、必要があると認めるときは入札の無効、延期、中止又は取り消しを行うことができる。

(10) 事後審査型条件付一般競争入札参加届受理書を受理した後、事情により入札を辞退する場合は、令和6年4月22日(月)17時15分までに入札辞退届を日向東臼杵広域連合事務局に提出すること。ただし、入札書が提出場所に到達した後は、提出期限内であっても入札を辞退することは認められない。

8 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

9 入札保証金

入札保証金については、日向東臼杵広域連合財務規則(平成13年日向東臼杵南部広域連合規則第9号。以下「規則」という。)第2条および、日向市財務規則第94条第1項第2号の規定により、免除とする。

10 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定する。

11 落札者の決定方法

(1) 開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。ただし、最低価格を提示した者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定するものとし、その方法については別に定める(資料「くじの方法について」参照)。

(2) 落札候補者が決定したときは、開札場所にて直ちに口頭で発表する。この場合において落札候補者が開札場所にいないときは、別途電話連絡により通知するものとする。

- (3) 落札候補者が、入札参加資格の確認(以下「資格確認」という)の結果、入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札者として決定する。
- (4) (3)の資格確認は、落札候補者に入札参加資格がないと認められたときには、前項の落札候補者の次に最低価格を提示した者(以下「次順位者」という)について資格確認を行い落札決定する。
- (5) (4)の資格確認は落札者を決定するまで繰り返す。

12 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認をするため、落札候補者から、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)」及び次に掲げる入札参加資格確認資料の提出を求めるものとする。
 - ① 同種工事施工実績調書(様式第3号)
 - ② 主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書(様式第4号)
- (2) (1)の書類の提出は、持参又は書留郵便(期限内必着)とする。
- (3) (1)の書類の提出は、令和6年4月30日(火) 17時15分までとする。
- (4) 提出期限までに、(1)の提出がない場合には入札参加資格はないものと見なし、次順位者に対し(1)の書類の提出を求める。
- (5) 次順位者が提出期限までに(1)の提出がない場合は、(4)に準じて扱う。

13 入札の無効に関する事項

日向東臼杵広域連合財務規則、及び日向市財務規則第97条の3各号に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札参加資格の無い者のした入札
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (4) 到達した入札書が二重封筒によらない場合の入札
- (5) 日向市郵便入札実施要領第4条に規定する入札書等の提出方法によらない入札
- (6) 入札書が封入された内封筒に所定の記載若しくは封印がなく、又は誤った記載がなされた入札
- (7) 入札書が提出期限内を経過した後に到達した入札(郵便事故等により入札書が提出期限内に到達しなかった場合も含む)
- (8) 入札書が指定と異なる提出先に到達した入札
- (9) 入札書を提出しなかったもの、又は押印のないもの
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札

14 . その他

本工事に係る契約は日向東臼杵広域連合議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、

議会の議決後に本契約とみなす。なお、落札決定から議会の議決を経るまでの期間に日向市又は宮崎県の建設工事等に係る指名停止を受けたときは、当該仮契約を解除することがある。

このほか、本公告に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、規則、要領等の定めるところによる。

15 契約に関する事務を担当する部局

日向東臼杵広域連合事務局

〒883-0034 日向市大字富高 2192 番地

電話 0982-53-3401

FAX 0982-52-7889